

平成29年度第2回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成29年5月25日(木)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後1時30分		閉会時間	午後3時20分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘		
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	5番	酒井 剛之	6番	三原 正義
	7番	横儀 秋弘	8番	三町 秀美
	9番	坂本 正文		
	11番	江草 栄治	12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	4番	小坂 貢		
議事録署名委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
出席した職員	事務局長	松本 真典	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	渡邊 由加利		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	神石高原農業振興地域整備計画の変更について
議案第2号	平成29年度農用地利用集積計画(第44号)について
議案第3号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第4号	農地法第3条による許可申請について
議案第5号	農地法第4条による許可申請について
議案第6号	農地法第5条による許可申請について
6. そ の 他	農地等の利用の最適化に関する指針について協議
7. 閉 会	

開 会	事務局長	定刻となりましたのでただいまから平成29年度第2回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長よりご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	挨拶
	事務局長	ありがとうございました。続きまして本日の農業委員の欠席者を報告します。本日の欠席者は4番小坂貢委員、1名でございます。従いまして「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては「会議規則第3条」の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員選任	議 長	本日の議事録署名委員を指名します。1番美田雅彦委員と2番小川玲子委員にお願いいたします。
議案第1号	議 長	議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長 平田主任	(事務局説明) (事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。農振除外という表現になりますが除外に対する町長からの諮問でございます。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。尚、推進委員のみなさまにつきましても質問等ご自由にして頂ければと思います。
	議 長	無いようでございますので採決に入りたいと思います。 議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。異議なき旨を回答させていただきます。
議案第2号 議案第3号	議 長	続きまして、議案第2号「平成29年度農用地利用集積計画(第44号)について」と議案第3号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」をいずれも中間管理機構への貸付に関する案件でございますので一括で議案として上程させていただきます。事務局より説明をお願いします。
	事務局長 平田主任	(事務局説明) (事務局説明)
	議 長	ありがとうございます。議案第2号と議案第3号合わせて説明させていただきました。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「平成29年度農用地利用集積計画(第44号)について」に賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。 (全員賛成)

		<p>ありがとうございます。挙手全員でございます。異議なき旨回答させていただきます。</p> <p>続いて議案第3号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」に賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。異議なき旨回答させていただきます。</p>
議案第4号	議長	<p>続きまして議案第4号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
	事務局長	(事務局説明)
	議長	<p>担当推進委員に現地確認をお願いしております。田村推進委員に報告をお願いします。</p>
	2番 田村推進 委員	<p>東油木、いちば、南油木担当の田村です。受付番号3-4について報告します。[]の[]にあります。5月21日に井上農業委員と[] [] 同行のもと調査いたしました。申請者である譲渡人は[]にお住まいで遠方であるため申請地を維持管理することが困難なことから今回譲渡したいということでありました。譲受人につきましては現在、[] [] をされており土地を譲り受け規模を拡大したいとのことです。以上で報告を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。3条申請の調査結果の報告を頂きました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>無いようでございますので採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第3条による許可申請について」賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
議案第5号	議長	<p>続きまして議案第5号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
	事務局長	(事務局説明)
	議長	<p>担当推進委員に現地確認をお願いしておりますので報告をお願いします。</p>
	8番 三町推進 委員	<p>福永、高光、古川地区担当の三町です。受付番号4-1について報告します。場所は[]の[]の場所にあります。5月22日に伊勢村春行委員と[] 同行のもと調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。今回の申請にあたり墓地の設置で分筆登記されており農地としては問題ないと思います。すでに工事を着工されていたため始末書を添付しております。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。4条申請の報告をうけました。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p>

		<p>無いようなので採決に移らせて頂きます。</p> <p>議案第5号「農地法第4条による許可申請について」賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
議案第6号	議長	<p>続きまして議案第6号「農地法第5条による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
	事務局長	(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございます。担当委員による現地調査をお願いしております。5-1の案件について小寺委員をお願いします。</p>
	議長	<p>高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号5-4です。場所は■■■■、■■■■の■■■■の■■■■より■■■■に位置しています。5月22日に佐伯会長と調査しました。調査内容ですが申請のあった農地は農業振興地域の除外申請中ではありますが現在作付されてなくて維持管理されていた農地で農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済で許可の要件を満たしていると考えます。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。続いて5-5の案件について酒井推進委員報告をお願いします。</p>
	5番 酒井推進 委員	<p>豊松笹尾地区担当の酒井です。受付番号5-5です。場所は■■■■から■■■■へ続く■■■■で■■■■から■■■■の場所にあります。5月18日に大埜農業委員と調査しました。申請のあった場所は農業振興地域の除外申請中ではありますが現在作付はされてなく農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で2種農地です。経済産業省の再生エネルギー発電施設認定済みで許可の要件をみたしていると考えます。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5条に対します調査結果の報告を受けました。ご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>無いようですので採決をとらせていただきます。</p> <p>議案第6号「農地法第5条による許可申請について」賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。異議なき旨回答させていただきます。</p>
	議長	<p>以上で本日ご提案する内容は終了しました。その他の件で事務局よりお願いします。</p>
農地等の利用の最適化に関する指針について	事務局長	<p>「神石高原町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針」について協議して頂きたいと思います。</p> <p>(事務局説明)</p>

	議長	<p>ありがとうございます。県や国からのマニュアルから見ますと相当厳しいものが出ております。県内でもすでに新法に基づき改選が行われた各農業委員会において指針の策定が進められていますが安芸高田市などではまだまだ細かな計画が出ております。うちのほうでも数値化しておりますが産業課で出している長期計画等の整合性もあるのでこのような数値になっています。担い手への農地利用面積シェアの国の方針は80%で本町ではその数値に近づくのは難しく28%に落とし込んでいる。現状では新たな法人の設立に関してもなかなか思うように進んでいない。中間管理機構に関しても貸付希望を出しても現状の農地の実態を見て町外からの借り入れを探すことに躊躇している現状がある。こういうのも考えて低い数値になっております。法人も23あるが担い手型の法人は当面大きな問題はないが集落法人型については担い手不足で見通しがつかないという所が多々あります。これがやめた場合は法人が集積している農地が大半が荒れてしまうことがあるのでこういった受け入れをどうするかと中間管理機構の窓口へ貸した場合と土地改良の問題も含めてこれから積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。</p>
	10番立原農業委員	<p>10番立原です。担い手育成のことで全国的に一般企業が農業に参入している状況がありますので商工業の企業誘致のように一定の制限は必要かと思うのですが農業法人を保護しつつ一般企業の参入を文章の中に盛り込めないだろうか。</p>
	事務局長	<p>今回、農業委員会で策定するという事で県のほうから産業施策を全般に盛り込んで作ったらどうかという感じで言ったのだが農業委員会としては担い手育成を支援するという形で作らせて頂いた。(2)集落での話し合い活動を書かしていただいたがよそからきた者に抵抗があるという方が多いのではないかと思います。</p>
	10番立原農業委員	<p>僕のイメージでは建設会社が農事組合法人を作って農業しているような感じで地域の話し合いのなかで自分の知り合いがこういうことをやっているけどやってみませんか？という話が来たときに農事組合法人ではないからということでせっかく意欲があるかたを無下に扱うのはどうだろうと思うんです。町は積極的にそういうのを進めていない気がする。</p>
	議長	<p>今回の農地法改正で従来は企業の農業参入は厳しく窓を閉めていたのだが現在は企業の農事所有は認められていないが農業参入はオープン化されたという事です。ただしそれには役員が常時、農業に従事することが必要など若干条件はついていますが基本的に参入は認められてきたという状況です。ただし、農地の取得はできない。企業が中心となって農事組合法人のようなものを作れば農地を取得できるが怖いのが農事組合法人のようなものを作らず採算が合わなかったらすぐ農業から撤退をしてその農地を荒廃に導く危険性があるということで国のほうも厳しく規制してるが参入自体には問題はない。ただそれを指針として書くかどうか。</p>
	10番	<p>それが盛り込めるのか。取り組めるのかが問題なので現状としてまだ難し</p>

立原農業委員	い状況であるのならば特に指針としてあげるのはしなくてもいいのかとは思うのだが。少しでも指針を表示することで担い手育成という部分で門戸が開けるのかなと。
事務局長	企業参入については4の(2) 地域で受け入れる意識の醸成を図るところで企業が参入することなども踏まえて受け入れ体制を作るというのを書かせて頂いてます。企業参入を推進しようという考えの一手手前くらいの段階で、現時点ではこれくらいの書き方がいいのかなと思います。
13番 伊勢村正治農業委員	私も今事務局が言ったように町外からの企業なり色々な団体が入ってくる時には受け入れる側の地域がどういう気持ちになってるかというのが大切だし、どういうふうに話し合っていけるのが大切だと思います。農地だけでなく他のことでも一緒だと思うんですが地域内で意見が合わない対立してしまうことがでてくるから地域内でしっかり話し合って受け入れようという体制を作るのが大切だと感じています。
1番 美田農業委員	担い手への集積ということで人農地プランをやろうと話をした時に地目は農地でも農地として使えないものばかりで取り組めなかった経緯がある。その時に全町単位で考えようという話があったのだが。
議長	旧行政区単位に人農地プランは出来上がりました。どこの旧行政区でも活用できます。
1番 美田農業委員	他に担い手への集積ということで3の(2)に平坦部では・・と書いてあるが実際田んぼが続いているところは簡単だがそうでない平坦ではない田んぼが集積や最適化ということところでネックになるのではないかと思う。うちも異業種からの参入ということで荒廃地を防ごうという気持ちをもってやっているが企業理念からいうと採算が合わないところは切らないといけなくといけなくなるわけでそれに対してどういう手当てができるか。農事組合法人にしろ、集落法人にしろそこがネックではないだろうか。
5番 伊勢村春行農業委員	5番、伊勢村です。今年、農業をしてみましていかに継続することが厳しいものか常々感じています。基盤整備をしている水田におきましては早20年以上経過してきましたが非常に水田の条件が悪くなってきました。田が深かったり高かったりトラクターがライトの辺りまで入り込んだ実態があり困ったこともあります。圃場によっては1反以上基盤整備があるのでいいのだがそれ以外のもので田んぼの中が昔のやりかたなので高いところと低いところがあり田んぼの中に高低差ができる実態があります。基盤整備をしても「みんなで作りましょう」と若い人に推進してもこんな田んぼでは作れない、直すほうが高くつくといった声をずいぶん聞きました。今回の問題とは離れているかとは思いますがどうでしょうか？
議長	昭和30年代から40年代にかけてやった基盤整備のあぜもダメになってきて言われるように埋めたこと、切り立ったところと落差がかなりでており、除草剤もなかなかいいことにならない。今回、中間管理機構へ貸し付けた農地は機構の判断で了解なしに基盤整備ができるように国の方針としてでているが人の財産を勝手にできるのか。複数の所有者がいて一

		<p>枚の田んぼにするときはどうするのか。国のほうも中身を出してくれないと議論のしようがない。あとそれらのことを所有者が認めてくれるかだと。費用は全額国費でやると言ってるわけでいいのですがそういう面積条件がでるのか今のところわからないです。政治家は田んぼの周辺に木が茂っていたら中山間直接支払制度でできるでしょうと。中山間の補助金で周辺の山の木を伐採するようなお金は出せない。国はそのようにしか考えてない傾向がありますし山の中の小さい田んぼは山林に戻しなさいと言われてきました。担い手側の法人さんもスタートラインでは周辺の農地を借りてやっているが次から次へと条件のいい田畑が出てきたら条件の悪いところは返していくだろうと思うんです。そうするとおのずから林野化していく。守る地と落とす地と分けて対応していかないとたちうちできないのかなと。国がいうように8割集積したら今までのような老人の生き甲斐がなくなって介護保険がパンクするということもでてくるようで、自分の農地だから無理してでも草刈りをしたり管理されてる人が農地を貸したら自分のものではなくって手が回らなくなったときどうするか。基盤整備で山の奥へ入ったような場所ならどうするか。稲以外のもので農地を活用する手立てがあるか。そうになると、サルやイノシシはどうするか。と問題がたくさんおきてくる。そういう視点でパトロールしないといけないのかなと。ただ基盤整備をしても1作もしてない農地もある。こころをどうして良いか。しかし、公共施設を作るのは一等地そういうところが優先的に潰されていく。だから山田のようなところは担い手のようなところへ任せるわけにはいかないだろう。野菜を作れというが米が作れないところで野菜がたくさん作れるわけがない。しかし、農業大学へ行っている子供がトマトに意欲を持っておるようで。だけど稲作には手は出さないだろう。そういうところも総合的にどう対処したら良いか。このままだと1集落農地がなくなるところが出てくるのも時間の問題だと。全てを生かすというわけにはいかないでしょう。優良農地だけはなんとか守っていく対策が必要だと思うんです。県の方が水田でもできる木の植樹をテスト的に始めている。</p>
	<p>事務局長</p>	<p>農業委員会としてはいかに遊休農地を減らしていくか、一番の目標であり荒廃農地をいかに抑えるかということで今年のパトロールのやり方を含めて具体的な取り組み方法を次の7月の総会でご審議頂きながら考えていこうと思います。一番基本となるのは指針ですがこれを基本に案として挙げさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>農業委員</p>	<p>(全員賛成)</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で総会を終わります。</p>
		<p>午後3時20分</p>